



郵便受箱の認定基準及び基準確認方法
(公開用)

郵便受箱専門部会専門部会委員名簿

(部会長) 北原 三郎	専修大学
市原 泰子	財団法人日本消費者協会
川島 霞子	全国地域婦人団体連絡協議会
菅野 道雄	通商産業省生活産業局日用品課
香野 弘志	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
小林 昌一	郵政省郵務局集配課
菅田 瑞穂	松下電工株式会社
鋤柄 公二	有限会社名和製作所
須永 義雄	ハッピー金属工業株式会社
角田 松信	通商産業省産業政策局消費経済課
橋本 鈴	消費科学連合会
花本 雅廣	商品科学研究所
平田 国男	財団法人郵政弘済会
逸見 市子	主婦連合会
松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
村上 隆之	株式会社 ^タ IE-消費経済研究所 ^タ IE-品質管理センター
蕨岡 達慈	工業技術院標準部繊維化学規格課
下河辺 孝	製品安全協会

(事務局) 製品安全協会 〒106 東京都港区六本木3丁目17番7号 電話(03) 582-6231~5

郵便受箱の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、郵便受箱の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命または身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で郵便物等を受け入れる金属製及び合成樹脂製の郵便受箱(受口と箱を組み合わせたもの、箱単体のもの、及びこれらに牛乳受け等が併設されているもの並びに受口単体のもの。以下「受箱」という)について適用する。

ただし団地等の集合住宅に設備する集合郵便受箱を除く。

3. 安全性品質

受箱の安全性品質は次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	1. 受箱の外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 手指等の触れる部分には傷害を与えるようなはり、まくれ、鋭利部、鋭い角部等がないこと。 また底面には突起物がないこと。	1.

項目	基準	基準確認方法
	(2) 各部の組付けは確実で、き裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。 (3) 厚さ〇未満の金属材料を使用したものにあつては、その部は折り返し等の処置が施されていること。 (4) 受箱は郵便物等の出し入れが容易であること。	

<p>2. 強度</p>	<p>また牛乳受けが併設されているものにあつては、牛乳びん等の出し入れが容易であること。</p> <p>(5) 受箱は雨水がたまらない構造であること。 ただし、受口単体のものは除く。</p> <p>2. 受箱の強度は次に掲げるとおりであつて、それぞれについて力を加えたとき、各部にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p>	
--------------	--	--

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(1) 受箱上面中央部に○の力を鉛直に加えたとき異状がないこと。 ただし受口単体のものは除く。</p> <p>(2) 受箱側面上角部に○の力を水平に加えたとき異状がないこと。 ただし受口単体のものは除く。</p> <p>(3) 牛乳受けが併設されているものにあつては、取扱説明書に記載された収容力の○倍の力を底面に鉛直に加えたとき、異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(4) 郵便、牛乳等の差入口及び取出口にとびらを有するものにあつては、その中央部に○の力をとびらに対して垂直に加えたとき異状がないこと。 ただし、内側に開く方式のとびらは除く。</p> <p>(5) 郵便、牛乳等の差入口及び取出口にとびらを有するものにあつては、その先端中央部に○の力をとびらの取り付け面に対し○から○の角度の範囲内で加えたとき異状がないこと。 ただし、スライド式のとびらは除く。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
3. 耐漏水性能	<p>(6) 郵便、牛乳等の差入口及び取出口のとびらのつまみ並びにその他装飾品等がついているものにあつては、○の力を取り付け面に垂直に加えたとき異状がないこと。 ただし、装飾品等でつかないものは除く。</p> <p>3. 受箱の上面全域に○の降雨状態で連続○間降水させたとき、峰雨状態で連続○間降水させたとき、受箱内部への漏水は目立たないこと。 。ただし、受口単体のものは除く。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
4. 材料	<p>4. 受箱に用いる材料は、合成樹脂若しくは耐食性を有する塗装等を施したアルミニウム、アルミニウム合金及び鉄素地のもの、または亜鉛合金、銅合金、ステンレス鋼、ならびにこれらと同等以上の耐食性を有する金属のこと。</p> <p>また受箱に付属するネジ等の材料は、ステンレス鋼、またはこれと同等以上の耐食性を有する金属であること。</p>	4

項 目	基 準	基準確認方法
5. 塗膜の密着性	<p>5. 受箱表面に塗装が施されているものにあつては、ごばん目試験を行ったとき著しい剥がれがないこと。</p>	
6. 付属品	<p>6. 受箱の付属品は次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品は受箱の使用上の安全性を損わないものであること。</p> <p>(2) 電気用品取締法が適用されるものにあつては同法に適合していること。またチャイムスイッチ等、電気器具の機能は正常であること。</p>	

4. 表示及び取扱説明書

受箱の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
<p>1. 表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示す</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称またはその略号。</p> <p>(2) 製造年月、もしくは輸入年月またはその略号。</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 取付けの要領、場所及び注意。</p> <p>(a) 壁面等への取り付け方法及び取り付け部品が別売のものにあってはその寸法等。</p> <p>(b) 受口単体のものにあっては、ひさし等、雨除けのある場所に設置すること。</p> <p>(c) 電気器具で配線工事（アース工事を含む）を必要とするものは必ず電気工事店に依頼すること。</p> <p>(d) 通行の妨げとなる場所を避けて取り付ける</p> <p>(e) 取り付けが安全、かつ確実であることを時々点検すること。</p> <p>(3) 牛乳受けが併設されているものにあってはその収容能力。</p> <p>(4) 使用上の注意。</p> <p>(a) 破損、故障、変形等したままで使用しないこと。</p>	

	<p>(b) 受箱の上に重い物を載せたり、寄りかかたったりしないこと。</p> <p>(c) 電気器具がついているものにおいては、使用時及び異状時、並びに電球の取り替え時等の部品を交換する際の取扱上の注意。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者または、販売業者の名称及びその住所。</p>	
--	--	--